

議案第80号

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成26年大阪市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とする。

第15条に次の1項を加える。

- 2 第12条第1項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたものは、50,000円以下の過料に処する。

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「又は命令」を「若しくは命令又は物件の提出等の要求若しくは立入調査等」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「前条第1項」を「前条第1項又は第2項」に、「命令」を「命令又は物件の提出等の要求若しくは立入調査等」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「前条第6項」を「第11条第6項」に、「、当該命令の内容及び当該命令を受けたものの氏名又は名称その他命令に違反したものを特定するために必要な」を「及び次に掲げる」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第4号に掲げる事項を公表することができるのは、当該命令に違反して行われた禁止行為の内容等を勘案して公表することが適当であると市長が認める場合に限る。

- (1) 当該命令の内容
- (2) 当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該命令に違反したものを特定するために必要な

事項

- (4) 当該命令に違反して行われた禁止行為に係る店舗、事務所その他の施設の名称及び所在地

第12条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、前条第1項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示の要求（以下「物件の提出等の要求」という。）又は立入調査等を受けるものが、正当な理由なく、同項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。ただし、第3号に掲げる事項を公表することができるのは、その違反行為の内容等を勘案して公表することが適当であると市長が認める場合に限る。

- (1) 当該物件の提出等の要求又は立入調査等を受けるものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該物件の提出等の要求又は立入調査等を受けるものを特定するために必要な事項
- (3) 当該物件の提出等の要求又は立入調査等に係る店舗、事務所その他の施設の名称及び所在地

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（立入調査等）

第12条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、客引き行為等をし、若しくはさせるものその他のもの（以下「客引き行為等をするもの等」という。）に対し書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又はその職員に、客引き行為等をするもの等に係る店舗、事務所その他の場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問（以下「立入調査等」という。）を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第11条第6項に規定する命令（以下「命令」という。）に違反した場合について適用し、同日前に命令に違反した場合については、なお従前の例による。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

客引き行為等をするもの等に対し、市長又はその職員が物件の提出等の要求又は立入調査等を行うことができることとし、当該物件の提出等の要求又は立入調査等に係る違反行為をしたものに対して本市が講じる措置を定めるとともに、客引き行為等をし、又はさせる行為を中止する旨の命令を受けたものが正当な理由なく当該命令に従わない場合において市長が公表する事項を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例 (抄)

(禁止区域における指導等)

第11条 省 略

(立入調査等)

第12条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、客引き行為等をし、若しくはさせるものその他のもの（以下「客引き行為等をするもの等」という。）に対し書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又はその職員に、客引き行為等をするもの等に関係する店舗、事務所その他の場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査又は質問（以下「立入調査等」という。）を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公 表)

第12条 市長は、前条 第6項の規定による命令を受けたものが正当な理由なく当該命令に従わ
第13条 第11条

ないときは、その旨、当該命令の内容及び当該命令を受けたものの氏名又は名称その他命令に及び次に掲げる

違反したものを特定するために必要な事項を公表することができる。ただし、第4号に掲げる
事項を公表することができるのは、当該命令に違反して行われた禁止行為の内容等を勘案して公表することが適当であると市長が認める場合に限る。

(1) 当該命令の内容

(2) 当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該命令に違反したものを特定するために必要な事項

(4) 当該命令に違反して行われた禁止行為に係る店舗、事務所その他の施設の名称及び所在地

- 2 市長は、前条第1項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示の要求（以下「物件の提出等の要求」という。）又は立入調査等を受けるものが、正当な理由なく、同項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を

公表することができる。ただし、第3号に掲げる事項を公表することができるのは、その違反行為の内容等を勘案して公表することが適当であると市長が認める場合に限る。

(1) 当該物件の提出等の要求又は立入調査等を受けるものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 前号に掲げるもののほか、当該物件の提出等の要求又は立入調査等を受けるものを特定するために必要な事項

(3) 当該物件の提出等の要求又は立入調査等に係る店舗、事務所その他の施設の名称及び所在地

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき
3 前2項

ものにその理由を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(土地等の提供者への通知)

第13条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、当該公表をされたもの
第14条

の営業その他の業務（第11条第6項の規定による命令又は物件の提出等の要求若しくは立入調査等に係るものに限る。）の用に供されている土地又は建物を提供している当該土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知するものとする。

(関係機関等への要請等)

第14条 市長は、第11条の規定による指導、勧告又は命令又は物件の提出等の要求若しくは
第15条 若しくは

立入調査等を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、関係警察署長に対し、情報の提供その他必要な援助を求めるものとする。

2 省 略

(罰 則)

第15条 省 略

第16条

2 第12条第1項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたものは、50,000円以下の過料に処する。

(施行の細目)

第16条 省 略

第17条